



美郷町地域おこし協力隊 梶原 恵美子

田んぼはまるで緑のカーペットですね。風にそよぐと、さざ波のようで梅雨の鬱陶しさを一時忘れられます。かつては日常の一部だった風景を目の当たりにして「戻ってきたんだ…」と実感しています。

さて、地域おこし協力隊に着任してもう3カ月が経ちました。その間の状況といえば…。私自身の転居に伴うさまざまな手続き(結構手間がかかりました)、都内では必要なかった車の購入と運転練習、地域の道を覚えて行動範囲を広げる(日々修行中です)、足りない生活用品の補充など…。移住にはエネルギーもお金も必要なことをひしひしと感じています。ですが、新たな発見もたくさんあります。ことし合併20周年のタイミングでUターンして、浦島太郎みたいになっている私に、町の皆さんがこの間の変化について、思い出も交えてたっぷりお話してくれます。これからの活動に大いに生かせそうです。

「地域おこし協力隊」としての私の任務は「移住・定住促進」です。皆さんから貴重なお話をいただきながら、町外の方に美郷町への関心を持っていただくこと、移住希望者の相談窓口になること、一時的に転出される方には、再び美郷町で暮らしたいと思っていただけるよう呼びかけをすることを意識しています。そのため、私自身が町での生活を知り、メリット・デメリットの両方を、正直にお伝えすることを大切にしたいと思っています。あ、それと、時々美郷町公式Facebookに登場していますが、なんと私、ミズモとお話できるんですよ。そちらもよろしくお話しみず♪



秋田県の地域おこし協力隊初任者研修に、高橋隊員とともに参加してきました。各自自治体の参加者と名刺交換やワークショップでつながりを持ちました。

東京圏の大学生の皆さんへ
地方就職学生支援金を交付します

都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに通う学部生が、卒業年度の6月1日以降に実施される秋田県内企業の採用活動(選考面接)に参加するための交通費を支援します。

■主な要件

- 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内(※)のキャンパスに在学(原則4年以上)し、当該大学を卒業する見込みであること
※東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
- 大学の卒業年度において、東京圏内に継続して在住していること
- 申請時において、秋田県内に所在する企業に就職することが内定していること
- 大学卒業後、内定企業に就職し、本町へ移住する意思を有していること

■申請書類

- ① 支援金交付申請書(様式第1号)
- ② 内定証明書(様式第2号)
- ③ 本人確認書類の写し(運転免許証等)
- ④ 交通費の領収書の写し
- ⑤ 在学証明書
- ⑥ 移住元の住所を確認できる書類

■対象経費

卒業年度の6月1日以降の採用面接等に掛かる往復交通費

■支援金額

往復交通費の2分の1の額
※上限額17,220円(1回限り)

■その他留意事項(就業に関する要件)

- ・官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く)ではないこと
- ・就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと
- ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること
- ・勤務地が秋田県内限定の社員として採用予定であること

■申請方法

10月1日(火)以降の正式な内定後に、申請書類を町商工観光交流課へ提出してください。申請書類は町商工観光交流課に備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます。
※対象となるキャンパスや制度詳細については、町ホームページにてご確認ください。

■申請期間

10月1日(火)(正式な内定後)～令和7年1月31日(金)

令和7年4月以降に採用予定の 美郷町職員採用試験を実施します

美郷町では職員採用試験を次の内容で実施します

- ・第1次試験は公務員試験対策不要の教養試験を行います。民間企業を志望の方でも、受験しやすくなっています。
- ・試験は全国のテストセンターで行います。指定する期間のうち、都合の良い日時・会場を予約して受験できるため、県外にお住まいの方も受験しやすい試験となります。

採用試験に関する詳細は次のとおりです

試験区分等について

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
一般行政職 (高校卒業程度)	若干名	平成11年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者。ただし、次の者は受験できません。 ①学校教育法による大学(短期大学を含む)を卒業または令和7年3月までに卒業見込みの者 ②高等専門学校を卒業または令和7年3月までに卒業見込みの者 ③①または②に相当する学歴を有すると町が認める者	一般行政事務
一般行政職 (障害者雇用・高校卒業程度)	若干名	次の要件をすべて満たす者 ①平成2年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者(学歴は問いません) ②次に掲げる手帳等(受験申込日および受験日当日において有効であるもの)のいずれかの交付を受けている者 ア 身体障害者手帳 イ 療育手帳または児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医による知的障害者であることの判定書 ウ 精神障害者保健福祉手帳	一般行政事務

※令和6年度すでに実施した一般行政職(大学卒業程度)ほか3つの試験区分と上記の試験を併願して受験することはできません。

第1次試験について

日時	9月1日(日)～9月22日(日)祝までの間で、受験者が選択する日時
区分	・一般行政職(高校卒業程度) ・一般行政職(障害者雇用・高校卒業程度)
会場	受験者が選択する全国のテストセンター ※令和6年5月現在、秋田県内では秋田市(2カ所)、大仙市、湯沢市、大館市、北秋田市にテストセンターがあります。
受験方法	受験申込時に記載のメールアドレスに、テストセンター会場を予約するための案内をお送りします。 その後、受験用IDおよびパスワードを使用して会場の予約を行い、予約した日時に受験してください。

受験案内について

7月中旬ごろに受験案内を町ホームページに掲載します。

欠格事項について

- ・日本の国籍を有しない者
- ・地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない者

受付期間について

7月19日(金)～8月15日(木)

申請手続きについて

「秋田県電子申請・届出サービス」(右の二次元コード)によるオンライン申請で8月15日(木)までにお申し込みください。



問●町総務課 総務班 ☎0187(84)1111